

遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会

第3回

参考資料

平成20年6月17日

水産庁沿岸沖合課 遊漁・海面利用室

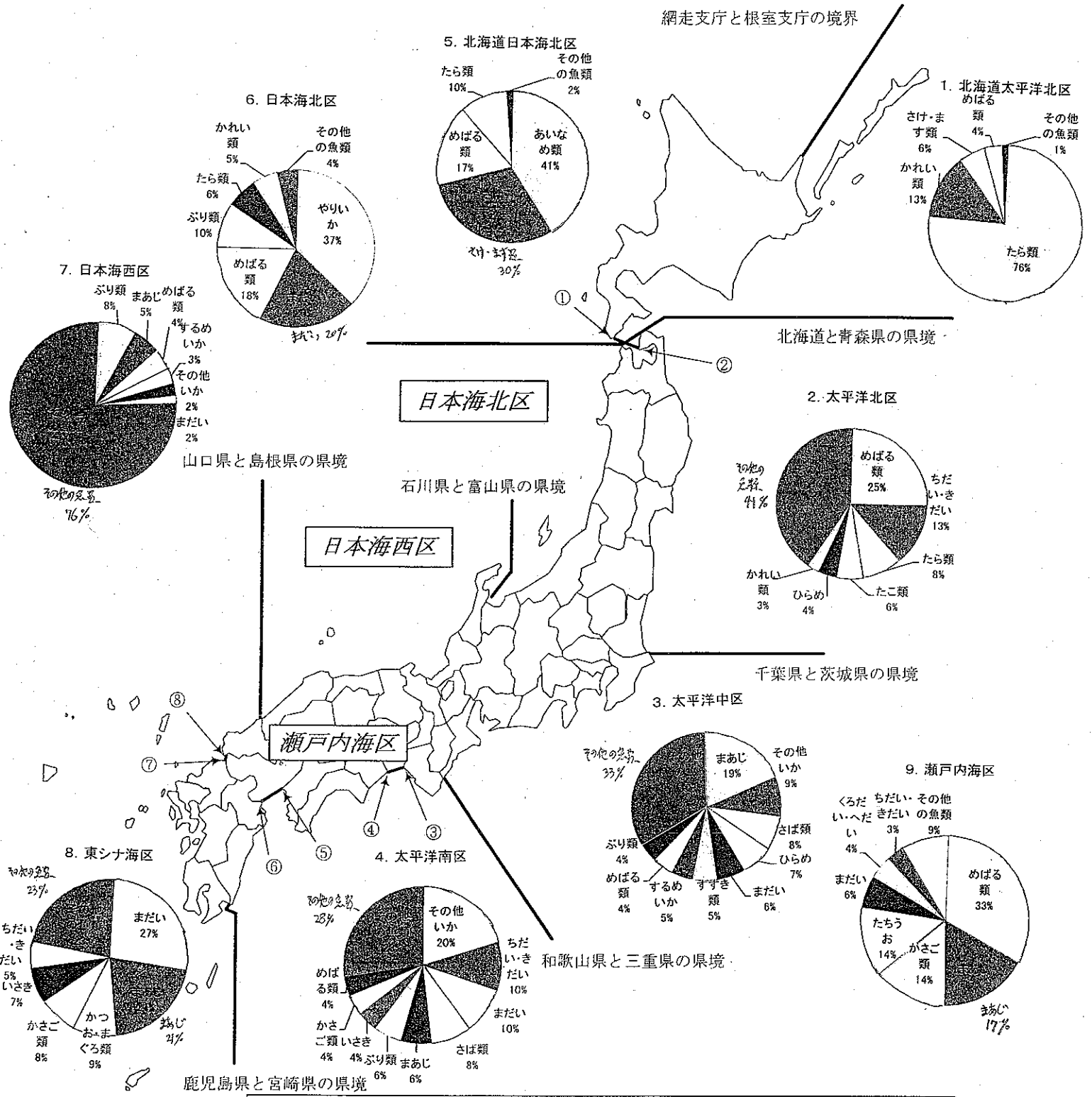
人の輸送事業に係る欠格事由

事業名	法律	制度	欠格事由				
			一般刑事法	他法			
遊漁船業	遊漁船業の適正化に関する法律	登録	禁錮以上	船舶安全法違反罰金	船舶職員法違反罰金	漁業法違反罰金	水産資源保護法違反罰金
旅客定期航路事業 旅客不定期航路事業	海上運送法	許可	一年以上の懲役 又は禁錮	船舶安全法違反	船舶職員法違反		
貨物定期航路事業 不定期航路事業	海上運送法	届出					
旅客自動車運送事業	道路運送法	許可	一年以上の懲役 又は禁錮				
航空運送事業	航空法	許可					
鉄道事業 策道事業	鉄道事業法	許可	一年以上の懲役 又は禁錮				

登録更新間隔と欠格期間

事業名	法律	登録更新間隔	刑罰執行後の欠格期間
遊漁船業	遊漁船業の適正化に関する法律	5年	2年
引取業	使用済自動車の再資源化等に関する法律	5年	2年
フロン類回収業		5年	2年
第一種フロン類回収業者	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	5年	2年
解体工事業	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	5年	2年
マンション管理業者	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	5年	2年
貸金業	貸金業法	3年	5年
浄化槽工事業	浄化槽法	5年	2年
動物取扱業	動物の愛護及び管理に関する法律	5年	2年
電気工事業	電気工事業の業務の適正化に関する法律	5年	2年
不動産鑑定業	不動産の鑑定評価に関する法律	5年	3年
水洗炭業	水洗炭業に関する法律	2年	2年
旅行業	旅行業法	5年	5年
自家用有償旅客運送	道路運送法	2年	2年
測量業	測量法	5年	2年

<遊漁採捕量調査中間報告> (平成20年1月~4月)



同一都道府県内における大海区の境界については以下のとおりである。

- ① 北海道松前郡松前町と福島町の境界
- ② 青森県下北郡佐井村とむつ市の境界
- ③ 和歌山県日高郡美浜町と日高町の境界
- ④ 徳島県海部郡美波町と阿南市の境界
- ⑤ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と川之石漁業地区の境界
- ⑥ 大分県大分市佐賀関漁業地区と神崎漁業地区の境界
- ⑦ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田ノ浦漁業地区の境界
- ⑧ 山口県下関市下関漁業地区と境ノ浦漁業地区の境界

注：市町村については、平成18年11月1日現在である。